

第五次
袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画（案）
(令和8年度～令和13年度)

令和8年〇月
袖ヶ浦市教育委員会

目 次

第1章 第五次袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画期間	2
3 計画の位置付け	2
第2章 子どもの読書環境を取り巻く情勢の変化	3
第3章 第四次計画期間における取組の推進状況	5
1 第四次計画における目標指標の実績	5
2 第四次計画期間の成果及び課題	6
3 子どもの読書に関するアンケート・インタビュー調査	10
第4章 第五次計画の基本的な方針	13
1 基本理念	13
2 基本方針	14
第5章 第五次計画の具体的な取組	15
1 読書に親しむ機会の充実	16
2 読書環境の整備	18
3 普及啓発活動の推進	19
第6章 方策の効果的な推進に必要な事項	20
1 方策の推進体制	20
2 目標とする数値	21

第1章 第五次袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

子どもの読書活動を社会全体で支援するため、国では平成12年を「子ども読書年」と定め、平成13年12月に、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行されました。この法律では、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」とし、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境整備を推進することを、国や地方自治体の責務と定めています。

これを受け、翌年、国は「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」第一次基本計画を策定しました。以降、5年ごとに新たな計画が策定され、令和5年に第五次基本計画を策定しました。

その間、平成18年に「教育基本法」、平成20年に「社会教育法」と「図書館法」、平成26年には「学校図書館法」が改正され、子どもの読書活動に関する法制上の整備が行われるとともに、平成17年に「文字・活字文化振興法」の制定、平成22年を「国民読書年」と定め、官民が一体となった取組が行われてきました。

千葉県においては、国の基本計画に基づき、平成15年に「千葉県子どもの読書活動推進計画」を策定して以来、平成22年に第二次計画、以降5年ごとに新たな計画が策定され、令和7年には第五次計画が策定されました。

本市においても県の動向を踏まえ、平成19年に「袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画」を策定し、平成23年には第二次計画、平成28年に第三次計画、令和3年には第四次計画を策定しました。その間、子どもの読書環境の整備に取り組むとともに、子どもの読書に関する様々な活動を推進してきましたが、令和7年度をもって、「第四次袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画」が最終年度を迎えます。

VUCA¹の時代において、子どもたちが自己肯定感を持ち、多様な社会性を尊重し、持続可能な社会の創り手となることが求められており、子どもたちの読み解き力や想像力、思考力、表現力を養う読書活動の推進は不可欠です。

また、近年、新型コロナウイルス感染症の影響や、GIGAスクール構想による学校のICT環境の整備によりデジタル社会化が加速し、子どもを取り巻く読書環境も大きな変化の中にあります。

このようなことから、これまでの取組の成果や課題を明らかにし、子ども読書活動の一層の推進と「読書のまち そでがうら」の充実を図るために、「第五次袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画」を策定するものです。

¹ VUCA Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）の4つの単語の頭文字をとった言葉で、先行きが不透明で、将来の予測が困難な状態を意味します。

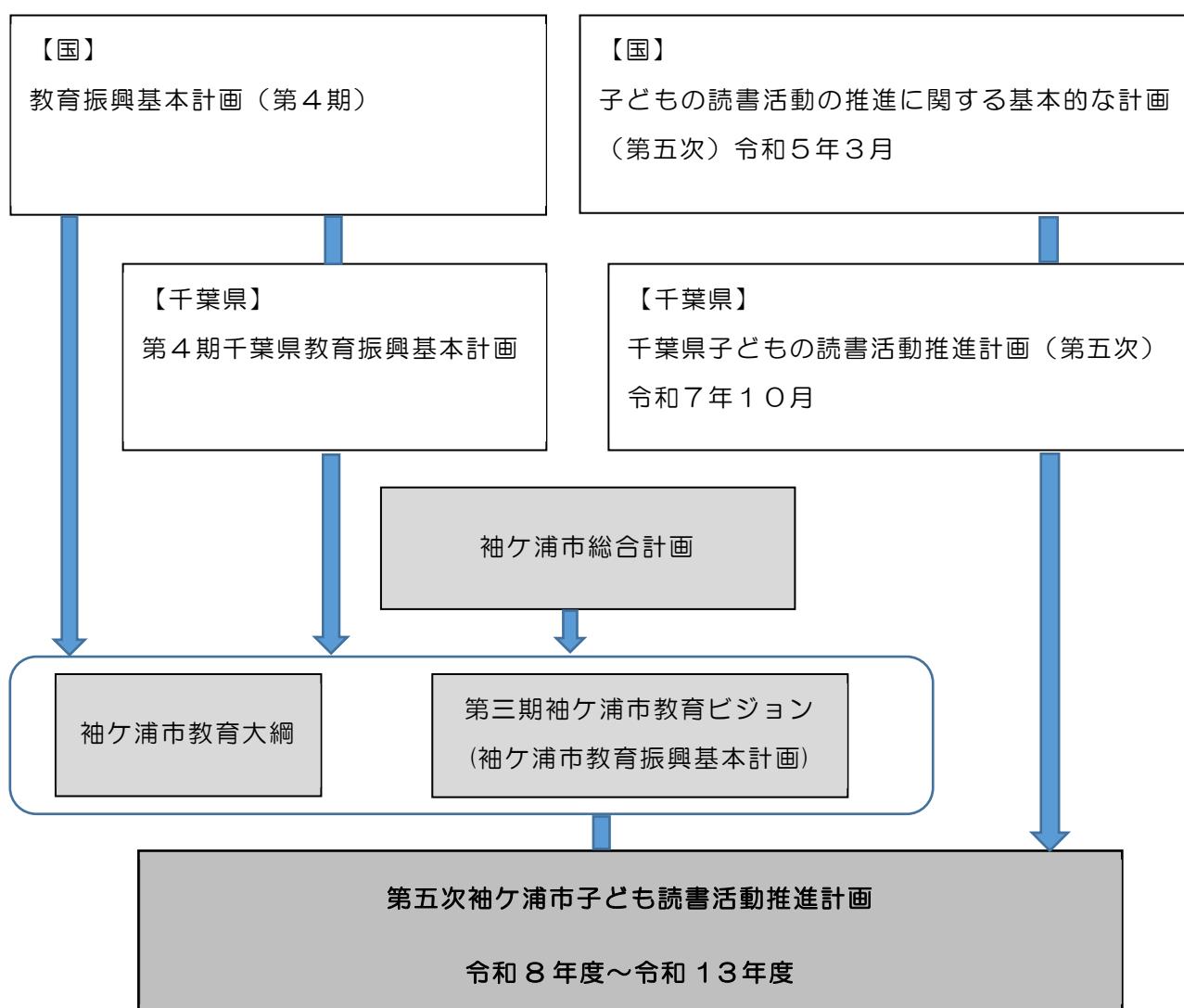
2 計画期間

本計画の期間は、令和8年度から令和13年度までの6年間とします。

3 計画の位置付け

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）」及び「千葉県子どもの読書活動推進計画（第五次）」を基本とし、本市の子どもの読書活動を推進するために定めた第五次の計画です。

本市の基本的な施策を体系的に定めた「袖ヶ浦市総合計画」、本市の教育の更なる充実に向けた指針である「袖ヶ浦市教育大綱」、本市の教育目標及び基本方針を明らかにした「袖ヶ浦市教育ビジョン（袖ヶ浦市教育振興基本計画）」と整合性を図り、施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。



第2章 子どもの読書環境を取り巻く情勢の変化

1 国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）」の閣議決定

令和5年3月に閣議決定された「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）」においては、すべての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、①不読率²の低減、②多様な子どもたちの読書機会の確保、③デジタル社会に対応した読書環境の整備、④子どもの視点に立った読書活動の推進を考慮し、社会全体で子どもの読書活動を推進する必要があるとされています。

2 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の施行

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）（令和元年度法律第49号）」が令和元年6月に施行されました。障害の有無にかかわらず、すべての国民が読書を通じて、文字・活字文化の恵沢を等しく享受することができる社会の実現に向けて、国や地方公共団体が視覚障がい者等（視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ効果的に推進することが求められています。また、令和2年7月、同法第7条に基づき、施策の一層の充実を図るため、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（読書バリアフリー推進計画）を策定、令和7年3月より第2期計画が策定されています。

3 教育におけるデジタル化の進展

令和4年6月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において教育DXを見据えた教育のデジタル化のミッションとして「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」を目指すことが掲げられました。また、「デジタル田園都市国家構想」を目指し、令和4年12月に閣議決定された「デジタル田園都市国家構想総合戦略」においてはGIGAスクール構想を環境整備から利活用促進の段階に大きく進めていくことが示されました。

図書館などの社会教育施設において、地域の教育力向上に向けて、ICTなどの新しい技術を活用しつつ、多様な主体と連携、協働しながら魅力的な教育活動を展開し、ひとづくり、地域づくりを行う取組を促進することなどが示されています。

² 不読率 1か月に1冊も本を読まない子どもの割合

4 第6次「学校図書館整備等5か年計画」の策定

令和4年1月、国は、令和4年度から令和8年度を計画期間とする第6次「学校図書館整備等5か年計画」を策定しました。同計画は、すべての公立小中学校等において、「学校図書館図書標準」の達成をめざすとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数配備及び学校司書の配置拡充が求められています。

5 自治体経営に求められる「SDGs」との関わり

SDGs（Sustainable Development Goals の略）とは、「持続可能な開発目標」を指す言葉で、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年（令和12年）を期限とする国際目標です。SDGsは、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓い、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成されています。

このSDGsを達成するための取組が日本を含め各国で進められており、地方自治体においても、各種計画の策定や方針の決定にあたってはSDGsの理念を最大限反映させることが重要となっています。

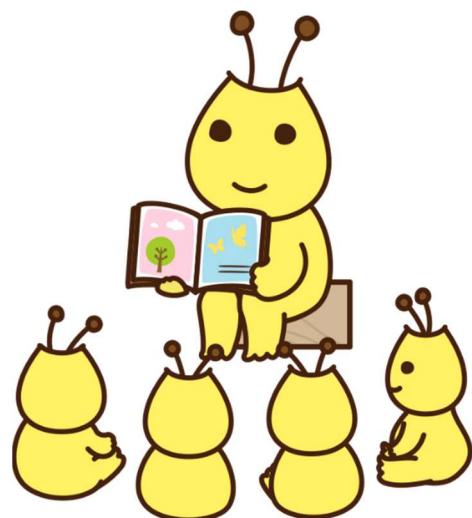
本市「袖ヶ浦市総合計画」「袖ヶ浦市教育ビジョン（袖ヶ浦市教育振興基本計画）」において、各施策とSDGsの各目標との関連性を明確化するとともに、各施策の推進を通じて、SDGsの達成に貢献することとしています。そのため、第四次計画より引き続き、SDGsの17の目標のうち、主に「4 質の高い教育をみんなに」の達成に貢献することを目指し、すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供することを目的に取り組みます。



第3章 第四次計画期間における取組の推進状況

1 第四次計画における目標指標の実績

評価指標		第四次計画目標値	令和6年度実績値
① 読書が好きな子どもの割合	小6	83%	86%
	中3	83%	78%
② 1か月に1冊も本を読まない児童・生徒の割合	小6	18%	9%
	中3	30%	24%
③ 小中学校の学校図書館における一人あたりの本の貸出冊数	小	60冊	83.2冊
	中	20冊	14.6冊
④ 蔵書率100%に達している市内小中学校の数	小	全校	5 / 7校
	中	全校	4 / 5校
⑤ 学校図書を配置している市内小中学校の数	小	全校	全校
	中	全校	全校
⑥ こどもの読書週間記念行事参加人数		900人	972人



2 第四次計画期間の成果及び課題

成果は○、課題は▲で記載しています。

【読書に親しむ機会の充実】

(1) 家庭・地域における取組

○4か月児教室での「ブックスタート」に加え、交流センター図書室では、ボランティアによる「すきすき絵本タイム」を活用し、地域の子どもたちに親しみやすい読書の機会を提供しました。

○公民館講座等において、図書室の利用や学習テーマに関連した図書の展示・閲覧を行うことで、様々な本に触れ、学ぶ機会をつくることができました。

(2) 学校・保育所等における取組

○公立の幼稚園、保育所では公立図書館による出張おはなし会を活用するとともに、袖ヶ浦高校の生徒による読み聞かせなど、子どもたちと生徒との交流を図る機会を設けました。

○各学校では読書祭りや読書週間等の企画の中で、図書委員が中心となって読み聞かせやおすすめ図書展示などを行うことで、児童・生徒が本に親しむ機会を創出しました。なお、新型コロナウイルス感染防止のため、大型テレビを活用した絵本の読み聞かせを行いました。

○全校一斉の読書活動を推進することで、すべての児童が日常的に読書に取り組むことができました。さらに、学校図書館運営計画に基づき、効果的な読書活動を実践し、年度末にはアンケートを実施して活動の成果を評価しました。

▲図書委員やボランティアを活用した読書推進キャンペーンを充実させ、読書が好きな子どもを増やしていくよう、より読書に親しむ機会を創出することが必要です。

(3) 公立図書館における取組

○「おはなし会」「えほんのひろば」「おひざにだっこのおはなし会」などのイベントを開催し、読み聞かせの楽しさを伝えることができました。なお、「おはなし会」については、新型コロナウイルスの影響により中止としていた時期もありましたが、予約制に変更するなど実施方法を変更し、早めに再開することができました。また、新型コロナウイルス感染防止のため中止としていた交流センター図書室でのボランティアによる「すきすき絵本タイム」を再開し、地域の子どもたちに親しみやすい読書の機会を提供しました。

○市内教育施設、子育て支援施設などへの出張おはなし会や、「こどもの読書週間記念行事」などのイベントの開催など、読書への関心を高める活動により、幅広い子どもたちに読書の魅力を届けることができました。

○図書館では0歳から乳幼児が「絵本」と親しむ機会を作るとともに、絵本を通して親子がふれあい、絆を深めることを目的に、4か月児教室で「ブックスタート」を実施しました。新型コロナウイルス感染防止のため、4か月児教室が中止となっていた期間も、図書館で実施するなど、絵本の読み聞かせ体験とプレゼントを通じて、親子の触れ合いを促進しました。また、同時に、図書館利用券の発行を促し、その後の図書館利用へつなげることができました。

▲出張おはなし会の参加者は増加したものの、館内おはなし会・スタンプラリーの参加者は減少しています。創意工夫を行い、スタンプラリー等の充実を図っていく必要があります。

(4) 行政における取組

○「図書館を使った調べる学習コンクール」の取組を推進し、小中学校では日常の授業で調べ学習に取り組み、子どもたちの学習意欲の向上と情報活用能力の育成を図ることができました。

▲生活環境の変化や様々なメディアの発展などにより、子どもの「読書離れ」が憂慮されていることから、調べ学習等を活用し、自主的な読書活動を推進していく必要があります。

【読書環境の整備】

(1) 家庭・地域における取組

○公立図書館と交流センターで職員同士が連携し、乳幼児向けの絵本の読み聞かせ講座を定期的に開催することで、質の高い講座を提供することができました。

(2) 学校・保育所等における取組

○幼稚園では季節や発達段階に合わせた絵本の選定をしました。また、絵本カードを活用して感想を共有することで、家庭での読書を促進しました。

○保育所では絵本の定期的な修繕と年1回の点検・分類を行い、質の高い絵本を維持するとともに、廊下などアクセスしやすい場所に絵本コーナーを設置することで、子どもたちが自由に絵本に触れられる環境を整備しました。これらの取組を通じて、子どもたちの読書への興味関心を高め、主体的な読書習慣を育みました。

○図書流通システムを通じて他校や公立図書館の関連図書資料を相互に活用することで、児童生徒の調べ学習等を効果的に進めることができます。

▲児童生徒の興味関心や発達段階に合わせた様々な資料を提供することは、調べ学習等において重要であることから、各学校間の図書の流通を図る「図書流通システム」を活用した読書環境の充実を図り、きめ細やかな支援を行う必要があります。

▲教職員向けオリエンテーションを実施し、学校図書館の活用方法等について周知を図る必要があります。

(3) 公立図書館における取組

○3年周期でおはなし会ボランティア養成講座（初級編、中級編、スキルアップ講座）、およびブックスタートボランティア養成講座を実施し、計画的な養成とスキルの向上を図りました。また、ベテランボランティアが新任者への指導を行うことで講座内容の充実を図るとともに、継続的な活動支援も行いました。

○外国語の児童書や国際理解を深める資料を充実させ、日本語を母語としない児童・生徒に対して多言語対応の電子絵本を提供できるようPRするとともに、令和4年度より図書流通システムを活用したディジー図書³による読書支援サービスを開始し、多様なニーズに対応した誰もが読書を楽しめる環境を構築することができました。なお、新型コロナウイルス感染防止のため、本の除菌機を導入するなど、対策にも努めました。

▲障がいなどの理由で読書が難しい子どもたちの読書環境の確保のために、読書バリアフリーを進める必要があります。

(4) 行政における取組

○学校図書館支援センターによる学校図書館への支援を強化し、情報提供や研修を通じて学校司書の質の向上を図りました。また、公立図書館、博物館との連携を強化し、図書資料や教材の共有を促進することで、学校図書館における読書教育を支援しました。

▲子どもの読書環境を整えるためには、関係機関との連携や情報・課題の共有化が重要であることから、子ども読書活動推進会議⁴を通じ、課題解決に向け情報連携を強化していく必要があります。

【普及啓発活動の推進】

(1) 家庭・地域における取組

○ボランティアとの連携を強化し、市民会館まつり等での読み聞かせイベントなどを実施することで、読書に関する理解や関心を高める活動を行うことができました。

³ **ディジー図書**

文学作品などを音声で聞くことのできるデジタル化された資料。頭出しやしおりの機能があり、長時間の録音、再生が可能。

⁴ **子ども読書活動推進会議**

「袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画」に示した方策について、各関係機関が点検・評価をし、本会議において情報交換することにより、読書活動のより良い推進に向けて共通理解を図ります。なお、点検・検証については事務局が作成した評価シートによるものとします。

▲家庭教育学級の参加者が少ない状況のため、周知方法や内容を見直し、参加者が満足するような講座としていく必要があります。

(2) 学校・保育所等における取組

- 幼稚園、保育所では絵本の魅力を伝えるため、「えほんだより」や「園文庫だより」を定期的に発行し、保護者への普及啓発を行いました。
- 学校図書館だよりを発行し、おすすめ本の紹介や行事・季節に合わせた本の紹介を行い、子どもたちの読書意欲を喚起し、保護者への読書活動への参加を促しました。
- ▲保護者により読書への関心の度合いが違うことから、読書の楽しさや大切さを伝えられるような「えほんだより」や「学校図書館だより」を発行していく必要があります。

(3) 公立図書館における取組

- 5年以内に出版された図書から対象年齢別に選定した図書リストを定期的に発行するとともに、読書週間には特別なおすすめリストも提供しました。
- 小学生向けの「こどもページ」を含む図書館ホームページをリニューアルするとともに、Web予約システムの導入とSNSを活用した情報発信により、利用者の利便性と情報アクセスを向上させることができました。
- ▲こども読書週間記念行事に合わせて配布している「おすすめ図書リスト」について、子どもたちの多様なニーズに対応した内容としていく必要があります。

(4) 行政における取組

- 市内で活動しているNPO法人、民間ボランティア団体を支援することにより、市民に対して幅広い読書活動の機会を提供することができました。



ブックスタート



おはなし会(袖ヶ浦高校生徒)



出張おはなし会



スタンプラリー

3 子どもの読書に関するアンケート・インタビュー調査

【調査の目的】

第五次計画の策定に向けて、本市の子どもたちの読書活動の現状を把握し、多様な意見を取り入れ、子どもたちの視点に立った取組を行うために意見聴取の機会を設ける必要があります。

本市では、第四次計画期間である令和3年度から令和6年度の間、小学校6年生の児童、中学校3年生の生徒を対象にアンケートを実施してきました。

また、子どもの意見聴取の幅を広げるため、今回新たに袖ヶ浦高校の生徒を対象にインタビュー調査を行いました。

【アンケート・インタビューの結果から見える現状と課題】

アンケート・インタビューの結果から回答結果を抜粋し、そこから見えてきた課題を調査ごとに記載しています。

(1) 小学生・中学生調査

■読書が好きな子どもの割合

回答	区分	R3	R4	R5	R6	目標
好き・どちらかというと好き	小6	74%	75%	74%	86%	83%以上
	中3	77%	80%	72%	78%	83%以上

◇回答結果

・読書の好き嫌いについて、小学生については「好き・どちらかというと好き」の割合は、令和6年度は目標値である83%を上回っています。

中学生については、割合が上昇した年度もありましたが、令和6年度は78%となっており目標値を下回っています。

▲課題

小中学生ともに読書が好きな子どもの割合を一定数保てていますが、中学生の目標値に達していないため、読書の機会を提供することやおすすめ図書の紹介などの取組を継続して行う必要があります。

また、本に対する興味や関心が持てるような取組を推進する必要があります。

■ 小さい頃読書が好きだった子どもの割合

回答	区分	R4	R5	R6
好き・どちらかというと好き	小6	88%	87%	93%
	中3	83%	79%	81%

◇回答結果

- ・小さい頃の読書の好き嫌いについて「好き・どちらかというと好き」の割合は一定の増減はありますが、高い数値で保たれています。

▲課題

- ・乳幼児期にブックスタートや読み聞かせを行っているため、読書が好きな子どもが多いことが読み取れます。年齢が上がっても継続して興味関心を持ってもらうように取組を推進する必要があります。

■ 不読率（1か月の間に1冊も本を読まない子どもの割合）

回答	区分	R3	R4	R5	R6	目標
1冊も読んでいない	小6	12%	16%	19%	9%	18%以下
	中3	27%	26%	27%	24%	30%以下

◇回答結果

- ・1か月間1冊も本を読んでいない子どもの割合の増減はありますが、令和6年度調査で目標を達成しています。

▲課題

- ・不読率が低いことから、本に触れる機会が充実していることが読み取れます。さらに多くの子どもたちが読書に触れる機会を得られるように、引き続ききっかけづくりを行っていく必要があります。

(2) 高校生調査

図書委員であり、おはなし会等に協力してくれている袖ヶ浦高等学校の生徒を対象にインタビュー調査を行いました。

■なぜ本を読むのですか。また本を読みたくなるのはどんな時ですか。

◇空いた時間や暇な時間に読みたくなるという意見が多くありました。本を読む理由としては本の世界に入ることで色々な経験ができるという意見が出ました。

■これまで読書をしてきて良かったことは何ですか。読書をするとどんな良いことがあると思いますか。

◇難しい漢字が読めるようになった、語彙力や表現力が高まったという意見がありました。

■読書は必要だと思いますか。

◇本を読むと読解力・表現力が上がるという意見がありました。また、必ずとは言いませんが、授業や日常生活で語彙力や表現力は大事なので必要という意見もありました。

■学校や地域の図書館をいつも使いたくなるためにはどんなことが必要だと思いますか。

◇人が集まりやすい場所（袖ヶ浦駅前など）にあったら使いやすいという意見がありました。また、本を借りたらしおりが貰えるなどのキャンペーンがあると行きたくなるという意見もありました。

【インタビュー調査の結果】

・読書への動機と読書体験

読書は、空き時間や暇な時間を有効活用する手段として捉えられており、読書を通じて、読解力や語彙力、表現力が向上するといった具体的な効果を実感している生徒が多いようです。

・図書館の利用促進

図書館の利用を促進するためには、アクセスしやすい場所への設置が重要であるという意見が見られました。また、本の貸し出し時に特典を付与するキャンペーンなどを実施することで、若者の図書館利用を促すことができると考えられます。



↑袖ヶ浦高校生徒へのインタビューの様子

第4章 第五次計画の基本的な方針

1 基本理念

「読書が好き！」と言える子どもの育成をめざして
“読書のまち そでがうら”の推進

子どもを取り巻く読書環境は大きく変化しており、多様な子どもたちの視点に立った取組の推進、デジタル社会に対応した読書環境の整備などが、今後取り組むべき主な課題として挙げられます。デジタル化が加速する現代においても、乳幼児期はあらゆるものを体験し、知る貴重な期間です。読み聞かせを通して紙の本と出会い、親子の触れ合いを通して読書への興味を育むことは、子どもたちの成長にとって非常に重要です。

子どもたちの人格形成において、読書は大きな役割を果たします。第四次子ども読書活動推進計画においては、自主的な読書活動を通して、自ら考え、表現し、想像する力を育むとともに、多様な文化や価値観を理解できるよう、取組を行いました。子どもたちが一層読書に親しみ、読書習慣を確立するためには、子どもたちが読書の楽しさを知り、読書を好きになることが不可欠です。

これらの背景を踏まえ、袖ヶ浦市における子どもの読書活動に関する意義と重要性は変わらないことから、第五次計画においても、この基本理念を実現するために、3つの方針と4つの方策を定め、第五次計画における取組を推進します。



2 基本方針

(1) 読書に親しむ機会の充実

子どもたちが読書の楽しさを知り、豊かな心を育むために、家庭、地域、学校が連携し、読書に親しむ多様な機会を提供します。読み聞かせや読書時間の確保を推奨し、図書館や交流センター等での読書イベントを充実させます。また、学校図書館の蔵書を充実させ、授業での読書活動を推進します。これらの活動を通して、子どもたちが様々な本と出会い、多様な価値観に触れることで、豊かな読書体験を育むことを目指します。

(2) 読書環境の整備

すべての子どもたちが読書に親しめる環境を整備するため、家庭、地域、学校は、それぞれの役割を担い、読書環境の充実を図ります。各機関が子どもの発達段階に応じた図書や資料を整備し、利用しやすい環境を整えます。また、特別な支援を必要とする子どもや、日本語を母語としない子どもたちも安心して読書を楽しめるよう、多言語対応の図書の導入など読書活動を支える環境を充実させます。さらに、近年の情報通信技術の発展による読書離れに対応するため、「袖ヶ浦市子ども読書活動推進会議」を開催し、読書活動の推進体制を強化するよう努めます。

(3) 普及啓発活動の推進

子どもたちが自ら読書に親しむためには、周囲の大人の理解と協力が不可欠です。そこで、保護者をはじめとする大人たちに対しても、読書の楽しさや重要性を伝える普及啓発活動を行います。

読書イベントの開催や、SNS を活用した情報発信を通じて、読書に対する関心を高めます。また、子どもたちの興味を引くような魅力的な本の紹介や、読書を習慣化するための取組を行うことで子どもたちが積極的に本を読むようになることを目指します。

第5章 第五次計画の具体的な取組

第4章で述べた基本方針に対する具体的な取組の体系は以下のとおりです。

基本方針	方 策	具 体 的 な 取 組
1 読書に親しむ機会の充実	(1)家庭・地域における取組	①家庭・地域における読書習慣の定着 ②各機関やボランティアと連携した講座の工夫及び実施
	(2)学校・保育所等における取組	①読み聞かせボランティアや出張おはなし会の積極的活用（保・園） ②保育士の資質向上のための研修の充実（保・園） ③学校図書館における読書活動の推進（小・中）
	(3)公立図書館における取組	①おはなし会や、絵本の読み聞かせの開催と周知 ②小中学校・高等学校等との積極的な連携・協力 ③「ブックスタート」による家庭教育支援 ④「子どもの読書週間」等イベントの開催
	(4)行政における取組	①「図書館を使った調べる学習」の推進 ②学校司書の資質向上のための研修の充実（小・中）
2 読書環境の整備	(1)家庭・地域における取組	①家庭における日常的な読書習慣向上のための取組
	(2)学校・保育所等における取組	①発達段階に応じた定期的な図書の選定会の実施（保・園） ②絵本コーナーの整備・充実（保・園） ③学校図書館の資料の整備・充実（小・中）
	(3)公立図書館における取組	①デイジー図書を含むデジタル資料の活用と周知 ②「多文化共生の視点」に立った資料の充実 ③外国語資料の充実 ④ボランティアの育成と連携強化
	(4)行政における取組	①学校図書館支援センター事業の充実 ②図書流通システムの連携強化 ③「袖ヶ浦市子ども読書活動推進会議」の開催 ④調べ学習等におけるＩＣＴ機器の活用促進（小・中）
3 普及啓発活動の推進	(1)家庭・地域における取組	①家庭教育学級における読書に係る講座の開催 ②様々なガイドブックの活用による読書活動の推進
	(2)学校・保育所等における取組	①保育参加等の行事や「おたより」の活用（保・園） ②図書館だより等による学校図書館の利用促進（小・中）
	(3)公立図書館における取組	①ニーズに合わせたおすすめ図書リストの定期発行 ②ホームページ、ＳＮＳを活用した事業情報の発信 ③公立図書館の理解を深める講座や見学会等の実施
	(4)行政における取組	①NPO、民間ボランティア団体等に対する支援

（保・園）は保育所・幼稚園・認定こども園、（小・中）は小学校・中学校を示しています。

1 読書に親しむ機会の充実

(1) 家庭・地域における取組

- ①地域の子どもたちに読書の機会を提供するとともに、家庭でも読書をする習慣が定着できるよう、交流センターの図書室にて開催する「すきすき絵本タイム」を充実させます。
- ②保護者が読書に興味をもって、親子で読書活動を楽しめるようにするために、公立図書館の利用につながるような公民館講座の工夫や、各機関やボランティアと連携した企画の検討を行います。

(2) 学校・保育所等における取組

- ①保育所等では、子どもたちに絵本を読んでもらう心地よさ、楽しさを伝え、おはなしの世界の楽しさを発見してもらえるように、読み聞かせボランティアや「出張おはなし会」を積極的に活用します。
- ②保育所では、季節や子どもの興味関心に合わせた絵本の選定や読み聞かせの技術向上のために、研修等を通して保育士が学べる機会を設けます。
- ③小・中学校では一斉読書の時間等を活用し、読書の促進に努めます。また、「子ども読書の日」や「読書週間」と関連したイベントを企画し、本に親しむ機会を提供します。

(3) 公立図書館における取組

- ①館内おはなし会は、子どもの年齢や保護者のニーズに合わせて、開催方法、頻度、日程を柔軟に設定するとともに、効果的な広報活動を行い、より多くの子どもたちに楽しんでもらえるように努めます。また、出張おはなし会は、小学校や市内保育施設などからの依頼に積極的に対応し、読書の楽しさを届けます。
- ②図書館内掲示や出張おはなし会について、より多くの学校・市内保育施設と連携できるよう、積極的な呼びかけを行います。また、子どもたちの興味関心に応じたテーマでの展示など、子どもたちが図書館に親しみ、読書への興味を深めるような工夫を行います。
- ③「ブックスタート」を引き続き実施するとともに、SNS等での周知に努めます。なお、対象年齢の子どもたちには、絵本や読み聞かせに関する情報などを入れたブックスタートパックを配布します。

④「子どもの読書週間記念行事」や、「夏のトショロフェア」など各種イベントについて、参加意欲が高まり読書活動につながるような企画内容となるよう努めます。

（4）行政における取組

①子どもたちが図書館を活用して主体的に学び、問題解決能力を身につけられるよう、「図書館を使った調べ学習」への取組を推進します。

②小中学校では司書教諭や学校司書を対象に、学校図書館の実務に関する専門知識を習得するための研修会を定期的に開催します。ベテランの学校司書による指導や、先進的な取組事例の共有を通じて、実践的なスキルを向上させます。さらに、学校間での情報交換の機会を設け、日々の活動における課題解決を支援します。

2 読書環境の整備

(1) 家庭・地域における取組

①日常的に家族が読書に親しむ姿は子どもが読書習慣を身につけていく上で、非常に重要です。そのため、家庭教育学級において読み聞かせの意義を保護者に伝え、読書環境の一層の充実を図ります。

(2) 学校・保育所等における取組

①保育所では公立図書館の協力を得て、子どもの発達段階に応じた良質な図書を選定するため、定期的に選定会を実施します。

②保育所では子どもたちが絵本に安心して触れられるよう、職員間での情報交換を行い、絵本コーナーの充実を図ります。また、絵本を大切にする気持ちを育み、豊かな心を育むことを目指します。

③子どもたちの学習活動に対応する蔵書の充実を図るとともに、各学校間の図書の相互貸借「図書流通システム」を積極的に活用し、児童生徒の興味関心や発達段階に合わせた様々な資料を提供します。また、学校図書館の活用方法等を周知するため、教職員向けオリエンテーションを実施します。

(3) 公立図書館における取組

①子どもたちに多様な読書の機会を確保するため、読書バリアフリーの観点からもディジタル図書を含むデジタル資料の活用と周知を行います。

②多様な文化やLGBTQなど、多様性についての理解を深められる関係資料の積極的収集に努めます。

③外国語絵本を所蔵しない館に一定期間絵本を移管し、展示と貸出を行います。

④ボランティアの育成とスキルアップを図ります。また、ボランティアとの連携を強化し活動を支援します。

(4) 行政における取組

①学校図書館支援センターでは、積極的に学校図書館へ訪問することで、情報・資料を提供し、「学習・情報センター」機能の一層の充実に努めます。

②図書流通システムを継続して運用し、学校図書館、公立図書館、郷土博物館の連携を強化することで、子どもたちの学びを支えます。

③各関係機関の取組の成果と課題等の情報を共有するため、「子ども読書活動推進会議」を開催し、課題の解決につなげるとともに、各機関との一層の連携強化を目指します。

④子どもの情報収集能力や活用能力の育成のため、タブレット端末等のICT機器が調べ学習や読書活動でさらに活用されるよう促進します。

3 普及啓発活動の推進

(1) 家庭・地域における取組

- ①交流センターにおいて、家庭教育学級の学習計画の中に保護者を対象とした読み聞かせ講座等を引き続き実施し、SNSを活用した周知を行うとともに、子どもの読書に関する重要性についての理解や関心を高める講座内容とします。
- ②関係機関が発行するガイドブックやリーフレットを保護者に配付し、家庭での読み聞かせや読書活動を推進します。

(2) 学校・保育所等における取組

- ①絵本の読み聞かせは、子どもたちの豊かな心を育み、想像力を掻き立てます。親子の絆を深めながら、お子さんの成長を温かく見守る読書習慣をつくるため、保育所では、保育参加等の行事や「えほんだより」等を通じて絵本の魅力と読み聞かせの大切さを保護者に伝えます。
- ②小中学校では、学校ホームページや図書館だよりの発行を通じ、読書に関する情報を伝えるとともに、学び方ガイドを通じて探究的な学習の推進や学校図書館の活用促進を図ります。

(3) 公立図書館における取組

- ①定期発行の「おすすめ図書リスト」に子どもたちの多様なニーズに合わせ掲載する本を選定します。
- ②図書館のホームページや各種SNSを活用し、事業の情報発信に努めます。
- ③子どもと保護者を対象とした講座を実施し、家庭での読書の啓発を図るとともに、児童・生徒向けの図書館見学や職場体験を行い、図書館をより身近な施設と感じてもらえるよう努めます。

(4) 行政における取組

- ①NPO団体、民間ボランティア団体等に対し、活動機会の提供・広報活動等の支援を行います。

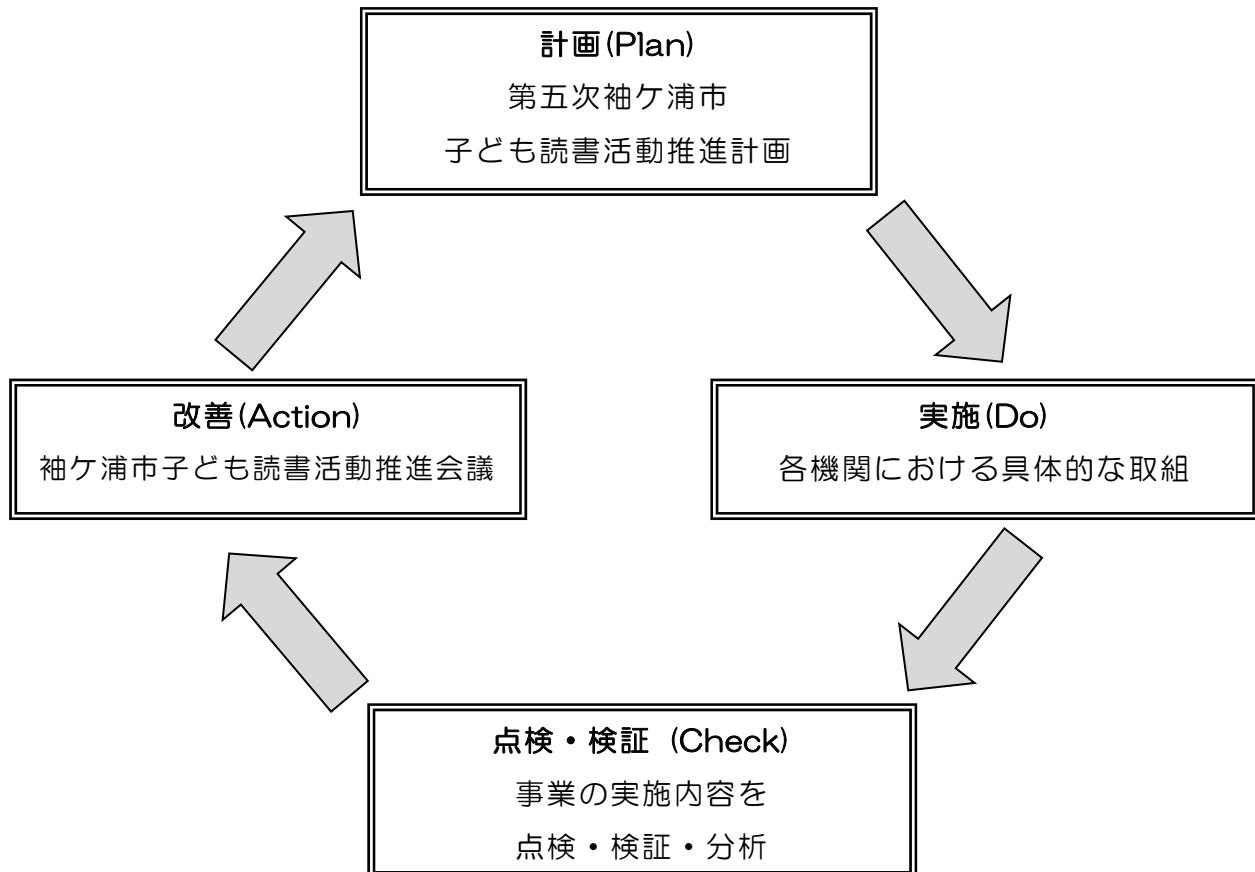
第6章 方策の効果的な推進に必要な事項

1 方策の推進体制

読書活動を効果的に推進するためには、家庭、地域、保育所・幼稚園・認定こども園、学校、図書館、行政が連携し、課題解決を図ることができる体制の確立が必要です。

そのため、引き続き「袖ヶ浦市子ども読書活動推進会議」を開催し、取組の進捗状況を分析するとともに、内容の改善に努めることで、読書活動のより良い推進を目指します。また、第五次計画期間満了時には、各取組における成果と課題を整理し、次期計画の策定に反映させます。

【P D C A⁵サイクルに基づく推進のイメージ図】



⁵ PDCAサイクル

Plan（計画）Do（実行）Check（評価）Action（改善）を繰り返すことによって、事業を継続的に改善していく手法。目標を設定したら、計画【P】を立てて、実行【D】し、実行したことを評価【C】して、より効果的になるよう改善【A】したら、再び計画【P】を立てるこれを繰り返していくこと。

2 目標とする数値

本計画の達成状況の点検・評価を行うために、令和13年度を目標年度とする数値を定めました。

基本方針	評価指標		第四次計画推移				目標 【R13】	
			R3	R4	R5	R6		
1 読書に親しむ機会の充実	①読書が好きな子ども の割合	小6 中3	74% 77%	75% 80%	74% 72%	86% 78%	小6 中3	90% 80%
	②1か月に1冊以上本 を読む児童・生徒の割 合	小6 中3	88% 73%	84% 74%	81% 73%	91% 76%	小6 中3	92% 80%
	③出張おはなし会の実 施箇所数		22箇所	27箇所	30箇所	35箇所	38箇所※1	
	④子どもの読書週間記 念行事参加人数		861人	1,064人	1,045人	972人	1,000人 ※2	
2 読書環境の整備	⑤小中学校の学校図書 館における一人あたり の年間貸出冊数	小 中	73.2冊 26.6冊	73.4冊 14.7冊	70.3冊 13.4冊	83.2冊 14.6冊	小 中	85冊 25冊
	⑥市内保育施設におけ る図書選定会の年間実 施回数		平均5回	平均5回	平均5回	平均5回	平均5回以上	
	⑦教職員向けオリエン テーションを実施した 学校数	小 中	新型コロナウィルス感 染防止のため未実施		6/7校 2/5校	6/7校 2/5校	小 中	全校 全校
3 普及啓発活動の推進	⑧乳幼児家庭教育学級 における読書に関する 講座の満足度		66%	87%	70%	90%	100%	
	⑨SNSを活用した児 童向けイベント情報の 年間発信回数		24回	26回	27回	27回	30回	
	⑩市内保育施設におけ るおたよりを活用した 年間啓発回数		平均3回	平均3回	平均3回	平均3回	平均3回以上	

※1 市内小中学校、保育所（園）、幼稚園、認定こども園等が対象。令和7年度現在約60箇所。

※2 4月下旬～5月上旬の「子どもの読書週間」の前後の期間を通じて、1か月程度開催。
対象は0歳～小学生までとし、R7.10.31現在で約7,600人。